

公表第9号

地方自治法第199条第12項の規定により、久留米市選挙管理委員会委員長及び久留米市農業委員会会長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成30年5月30日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	市川廣一
久留米市監査委員	大熊博文

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成29年度

部局名： 選挙管理委員会事務局

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	現金取扱事務	出納員に任命されている者に対し、その身分を証明する証票（出納員証）が交付されていないものがある。 ご指摘の点につきまして、直ちに出納員証を交付いたしました。また、当該規則について、事務局内で周知徹底を行いました。

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度： 平成29年度

部局名： 農業委員会事務局

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	臨時職員等賃金支給事務	早退による欠勤時間数の算定を誤り、賃金を過大に支給しているものがある。 ご指摘後、直ちに返戻処理を行いました。 今後は確認を徹底することとし、再発防止に努めてまいります。